

平成22年6月3日

株式会社 コナミスポーツ&ライフ
代表取締役 田中 富美明 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 山上 紀美子



ご 連 絡

当協会の平成22年5月12日付連絡書に対し、貴社より、同月25日付回答書をいただきました。上記回答により、当協会が消費者契約法に定める不当条項に該当するとして指摘した貴社クラブ会員会則9条4項及び22条の各条項について、一定の改定が行われ、かつ、現在実施されていることを確認しました。

上記の各条項については、当協会としては、消費者である会員に理解しやすい会則とする観点から、当協会より平成22年4月5日付連絡書により要望した内容の改定がより望ましいと考えております。この点については、貴社としても理解を示され、次回改定に向けて引き続き検討されるとのことですので、消費者にとって具体的で明確な会則条項とするべく、改定を迅速に実施されることを、あらためて要望いたします。

以上を踏まえ、当協会としては、貴社クラブ会員会則における不当条項該当性の問題は一応解消されたものとして、今般の上記各条項の使用差止めの申入れについては、いったん処理を終結することといたします。なお、今後も、貴社の会則条項や消費者への周知、実際の運用については、引き続き関心をもって注視いたしますので、その旨ご了承ください。

なお、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表を行う予定です。

以上

本件連絡先：社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
〒108-5866 東京都港区高輪 3-13-22 国民生活センタービル内
TEL：03-3448-9736
FAX：03-3448-9830